

改正

令和2年8月11日告示第91号

森町産業立地奨励事業費補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** 町長は、町内事業者の設備投資の促進及び町外への転出の抑制並びに町外事業者の町内への誘致を図るため、産業立地奨励事業を行う企業等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、森町補助金等交付規則（昭和42年森町規則第3号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業立地奨励事業 次に掲げる要綱に基づく補助金（以下「産業立地関係補助金」という。）のいずれかの交付を受け、町内において工場等を設置する事業をいう。
  - ア 森町産業立地事業費補助金交付要綱（平成21年森町告示第68号）
  - イ 新規産業立地事業費補助金交付要綱（平成15年静岡県告示第317号）
- (2) 土地 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第2号に規定する土地をいう。
- (3) 家屋 地方税法第341条第3号に規定する家屋をいう。
- (4) 償却資産 地方税法第341条第4号に規定する償却資産で、生産又は研究に係るものをいう。
- (5) 固定資産税等 固定資産税及び都市計画税をいう。

(対象者)

**第3条** 補助金の対象者は、平成29年4月1日以後に町内に土地若しくは家屋を取得し、又は町内において償却資産を取得し産業立地奨励事業を行う民間の企業若しくは組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人（以下これらを「企業等」という。）で、町税等の滞納がないものとする。

(交付額及び交付期間)

**第4条** 交付額は、次の表のとおりとする。

対象者	交付額	限度額
森町産業立地事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付	当該補助金交付要綱の補助の対象となる事業を実施するために取得した土地、家屋及び償	1年度につき300万円

<p>を受けた企業等</p>	<p>却資産に係る固定資産税等のうち、第6条に基づき申請をした日の属する年度の前年度分に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)。ただし、産業立地関係補助金の交付決定後に、地方税法第359条に規定する賦課期日が到来し、課税された固定資産税等の額を対象とする。</p>	
<p>新規産業立地事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けた企業等</p>	<p>当該補助金交付要綱の補助の対象となる事業を実施するために取得した家屋及び償却資産に係る固定資産税等のうち、第6条に基づき申請をした日の属する年度の前年度分に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)。ただし、産業立地関係補助金の交付決定後に、地方税法第359条に規定する賦課期日が到来し、課税された固定資産税等の額を対象とする。</p>	

2 補助金の交付期間は、第7条による最初の補助金の交付の決定を受けた日の属する年度から起算して3年以内とする。

(予算措置の依頼)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする企業等(以下「申請者」という。)は、産業立地関係補助金の各要綱に基づく補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の8月末日までに、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 予算措置依頼書(様式第1号)
- (2) 企業等概要調書(様式第2号)
- (3) 固定資産税内訳書(様式第3号)
- (4) 補助金の交付を受けようとする日の属する年度の前年度に係る固定資産税・都市計画税納税通知書及び課税明細書又はこれらの写し
- (5) 補助金の交付を受けようとする日の属する年度の前年度に係る償却資産種類別明細書又は

その写し

2 前項の規定にかかわらず、産業立地関係補助金の各要綱に基づく補助金の交付の決定を受けた日が1月から3月までの間であった場合は、交付の決定を受けた日の属する年度の翌々年度の8月末日までに、同項各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(交付の申請)

**第6条** 企業等は、補助金の交付を受けようとするときは、町長が定める日までに次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書(様式第4号)
- (2) 町税等の滞納がないことが分かる書類
- (3) 固定資産税内訳書(様式第3号)

(交付の決定)

**第7条** 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(変更等の届出)

**第8条** 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた企業等(以下「交付決定企業等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 申請した事項の内容に変更があった場合
- (2) 工場等を廃止し、又は休止した場合

(決定の取消し)

**第9条** 町長は、交付決定企業等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 産業立地関係補助金の交付決定の取消しを受けた場合
- (2) 偽りその他不正な行為により補助金の交付の決定を受けた場合

2 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(権利の承継)

**第10条** 交付決定企業等から事業を承継した企業等(以下「事業承継者」という。)は、当該交付決定企業等から交付決定を受けた事業を承継したときは、当該事業の承継をした日から10日以内に、権利承継承認申請書(様式第6号)に承継したことが分かる書類を添えて、町長に提出しな

ければならない。

2 町長は、前項に規定する申請の提出があったときは、その内容を審査し、承認の可否を事業承継者に通知するものとする。

(請求)

**第11条** 交付決定企業等は、補助金の請求をしようとするときは、交付決定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに請求書(様式第7号)により町長に請求しなければならない。

(雑則)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この告示は、平成29年12月1日から施行し、平成30年度分の産業立地関係補助金の交付決定を受けた企業等から適用する。

**附 則** (令和2年8月11日告示第91号)

この告示は、公示の日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。